



**会長** 小野寺 伸 浩  
**幹事** 及 川 昭 宏  
**会報** 猪 股 育 夫

例会場 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327  
 例会日 毎週木曜日 12:30~13:30  
 事務所 ホテルサンシャイン佐沼 ☎22-8180 FAX22-0327

## 第2768回例会(Web例会) 2021.1.21 No.25

### 本日の出席率

・本日の出席率 100%

### 会長要件 小野寺伸浩会長

今週は東北道でホワイトアウトが発生し、多重事故が発生するくらい荒れた天候となっております。皆様にはお変わりないでしょうか？

私事ですが、事故発生日古川に打ち合わせに行きました。高速道路は使用せず田尻を抜けて大崎の合庁付近に向かったのですが、やはり農道でもホワイトアウトが発生しており、大変怖い思いをいたしました。打ち合わせはWebが良いですね。改めてその便利さと安全性を再確認した次第です。

米国では新大統領の就任式が無事に行われ、果たして日本にとってどのような影響があるのか、関心を持って見守る必要があります。

コロナも落ち着かず、私の周辺でもちらほらですが、感染の疑いがあり自主的に隔離的な行動をとっているなどの話を聞くようになりました。

当クラブでも前回行われた理事会で、今後の例会の在り方について話し合いを行い、1月と2月についてはWeb例会のみの開催に切り替えることとなりました。例会を楽しみにしている会員の皆様には大変申し訳ないのですが、寒さも和らぎ、感染者数が落ち着くまではWebによる例会を行います。どうぞご了承下さい。

本日は、Web例会で行われる初スピーチとなります。及川富男会員には事前に資料を作成して頂きました。どのような形でも安易に例会を中止せず、出来ることをしっかりやるという方針で今後も進めてまいります。ご意見や改善案等ございましたら、是非お聞かせください。出来ることから手を打っていく所存です。

ワクチン接種の話も具体的に聞こえてきつつあります。それに期待しております。

### 幹事報告 及川昭宏幹事

・ガバナーエレクト事務所より  
2021-2022年度地区チーム研修セミナーの変更

集合研修 → ZOOM研修  
 ・台北西門RCより、新年の挨拶カードが届く  
 ・川崎大師RC、伊丹有明RCより、会報が届く  
 ・仙北郷土タイムスより、1月号広告掲載新聞が届く

### 今週のスピーチ

「相続税についてのお話」 及川富男会員

前回は贈与税について話しましたが、今回は相続税について話します。相続税の前に贈与税というものがあります。所得税法、法人税法等いろんな税法がありますが、贈与税法はありません。何故かと言いますと、相続税法の中に(21条)、贈与により財産を取得した者には贈与税を課するという一文があるからです。亡くなる前に財産を処分して相続税をのがれるのをふせぐために相続税法の中にあるとご存知の方も多いと思います。

1. 相続があったら(税務用語で相続開始)

(1) 「自筆遺言証書」があったら  
保管者または発見者は遺言状を、発見後すぐに家庭裁判所に提出して「検認」を受ける必要があります。「検認」とは、遺言の存在、検認日現在の遺言書の内容を明確にし検認後に勝手に偽造、変更させないようにすることで、これに違反すると5万円以下の過料に処されます。

また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならない。

(2) 「公正証書遺言」  
公証人に作成・保管を依頼したものは検認不要

2. 亡くなった方の所得税の確定申告について  
1月1日から亡くなった日までの所得税や消費税の確定申告を、亡くなった日から4ヶ月以内に行う。「準確定申告」という。

3. 相続人の確定(相続人は誰か)

(1) 法定相続人  
①第一順位：配偶者と子(またはその代襲者(孫))  
②第二順位：配偶者と直系尊属(親)  
③第三順位：配偶者と兄弟姉妹(またはその代襲者、甥または姪まで)

(2)特別縁故者

被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他特別の縁故があった者。特別寄与料として請求出来る。

4. 法定相続分

	配偶者あり		配偶者なし
	配偶者	子	
子がいる場合	1/2	1/2	子
子がいない場合	配偶者	2/3	親
	親	1/3	
子も親もいない場合	配偶者	3/4	兄弟姉妹
	兄弟姉妹	1/4	

5. 遺留分

遺言書に、〇〇さんに全財産をやると書かれたりすると、他の兄弟たちが大変困るので、全部処分されないようにある程度は相続できるようにする。

民法により、相続人に保障されている最低限の相続分をいいます。遺言書を作成する場合は、相続人の遺留分についても配慮する必要があります。

これは、法定相続分の1/2、相続人が親の場合は法定相続分の1/3となり、必ず相続出来る。

6. 相続税の基礎控除額(基礎控除額を超えれば申告)

3千万円+法定相続人の数×600万円

例：相続人は妻と子供3人

3,000万円+4×600万円=5,400万円

5,400万円を超えれば相続税の申告が必要

相続税は3件に1件位の割合で税務調査があります。確率はかなり高いです。

7. 相続税がかかる財産について

(1) いわゆる一般的な財産をいいますが、ゴルフ会員権や家庭用財産一式なども計上する必要があります。また、相続開始前3年以内に財産の贈与を受けていた場合は、相続税の課税価格に加算される。そして、相続時精算課税制度を受けていた場合も、その贈与時の価格を相続税の課税価格に加算する。

(2) 相続財産とみなされるもの  
生命保険金や死亡退職金(死亡後3年以内に確定したもの)も相続財産とされる。

1人500万円ずつ控除があるので、それを超える金額が加算の対象となる。

8. 相続税がかからない財産について

(1) 墓所、仏壇、おりん、神棚  
おりんについては、24金で作られていると相続税の対象になります。

(2) 生命保険金、死亡退職金からの法定相続人の数の500万円控除分。

9. 課税価格から控除されるもの

(1) 未払いの税金や直前の入院費、借入金などの債務  
(2) 通夜や葬式にかかった費用(葬儀までの費用)。香典返しや初七日法要の費用、仏壇・墓地購入の費用は除外する。

10. 相続財産の評価

(1) 土地  
路線価方式：国税庁が定めた路線価図  
(1㎡当り〇〇千円)

倍率方式：固定資産税の評価額(1.1倍とか)  
登米市ですと佐沼町内の道路に全部値段がついており、1㎡辺り16,000円とか、佐沼町内をはずれた所は大体倍率方式で、固定資産税の評価明細

書が届いたら記載されていますので見て下さい。  
※小規模宅地等の特例  
遺産の中に、居住用や事業用の宅地等がある場合、その評価額から一定の割合を減額するもの  
例：貸付事業用50%、居住用80%

(2) 家屋  
固定資産税評価額×1.0(評価額そのもの)  
アパートや貸家など賃貸している場合は、借家権相当額を減額して計算する。  
(3) 取引相場のない株式の評価  
①原則的評価方式：類似業種比準方式、純資産価額方式  
②配当還元方式：主に同族株主以外の株主分(大体5%)

11. 配偶者に対する相続税額の軽減  
同一世代での財産移転で、遠からず次の相続が発生すること。また、長年連れ添った配偶者に対する配慮、老後の保障、遺産形成への貢献の配慮などから税の軽減措置が講じられている。  
※税額軽減額は、配偶者と法定相続分相当額(1億6千万円に満たない場合は1億6千万円)と配偶者の実際取得価額とのうちいずれか少ない方の金額。

12. 遺産分割協議書の作成  
(1) 遺言書があれば、まず遺言を尊重して相続人間で話し合い、遺言書なければ、相続人間での話し合い。  
(2) 法定相続分  
強制力がなく、相続人間での話し合いの目安。  
(3) 注意点  
申告後に、新たな財産が発見された場合、再度遺産分割協議を重ねなくてもよいように、その場合は特定の者が相続財産として取得する旨を記載しておく。

13. 相続税の申告期限  
相続開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に、被相続人の死亡時における納税地の税務署に提出する。

14. その他  
(1) 相次相続控除  
今回の死亡前10年以内に相続により財産を取得し、相続税を負担していた場合、相続税額から一定額を差し引く。  
(2) 相続税の2割加算制度  
被相続人の子、父母及び配偶者以外の者である場合には、相続税が2割加算される(孫養子など)  
(3) 相続税の速算表  
遺産総額から、債務、基礎控除額を差引いた後の法定相続分に対して下の表で計算した額の合計が、相続税の総額となる。

(計算例)  
5,000万円×20% - 200万円=800万円(相続税の額)  
— 以下、紙面の都合上割愛させていただきます。

区分	1千万円以下	3千万円以下	5千万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

(計算例)  
5,000万円×20% - 200万円=800万円(相続税の額)  
— 以下、紙面の都合上割愛させていただきます。